国民年金の加入と保険料のご案内

日本国内に居住している２０歳以上６０歳未満の方は、国民年金の被保険者（加入者）となります。２０歳になったときの年金制度の案内や保険料の手続きについて、下記 URL から動画によりご案内していますので、ご利用ください。

「国民年金の加入と保険料のご案内」
URL：https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html
※日本年金機構ホームページのトップページからは紐づいていませんのでご注意ください。

国民年金の手続き（種別変更）はお済みでしょうか？

就職や退職、結婚などで加入者の種別が変わったときは、14 日以内に手続きをすることが必要です。届出をしなかったために、将来の年金額等に影響が出る場合がありますので、必要な手続きは早急に済ませましょう。

〇国民年金の加入者は３つの種別で分けられます。

▶第１号被保険者：自営業、学生など（第２号、第３号被保険者以外の方）
▶第２号被保険者：会社員などの厚生年金保険・共済組合等の加入者
▶第３号被保険者：会社員など（第２号被保険者）に扶養されている配偶者

〇種別が変わるときには届出が必要です。

現在の種別	種別の変わる事由	変更後の種別	届出先
第１号	就職して厚生年金か共済組合に加入した	第２号	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	第３号	配偶者の勤務先
	配偶者が就職して、被扶養配偶者になった	第３号	配偶者の勤務先
第２号	転職して自営業になった （被扶養配偶者も第１号被保険者になります）	第１号	市町村役場
	会社を退職して自営業者の配偶者になった	第１号	市町村役場
	会社を退職して会社員の被扶養配偶者になった	第３号	配偶者の勤務先
第３号	配偶者が会社を退職した	第１号	市町村役場
	会社員の配偶者と離婚した	第１号	市町村役場
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	第１号	市町村役場
	配偶者が亡くなった	第１号	市町村役場
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	第２号	勤務先
	配偶者が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	第３号	配偶者の勤務先